

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金の支払調書作成事務(基礎項目評価書・福島地方環境事務所)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

環境省は、土地使用補償金に係る法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

環境大臣

公表日

令和1年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金の支払調書作成事務
②事務の概要	除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金について、所得税法に基づく支払調書(使用料等の支払者は、所得税法等により、法定調書に不動産の貸主への支払金額とその内容を年に1回報告することが義務付けられています)を作成するにあたり、支払先から個人番号の提供を受け、これを記載した支払調書を作成し、税務署に提出する。
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金の支払対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福島地方環境事務所総務部経理課
②所属長の役職名	福島地方環境事務所総務部経理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島地方環境事務所総務部総務課 〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXビル6階 電話:024-573-7330 開示請求担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島地方環境事務所総務部経理課 〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXビル6階 電話:024-573-7386

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金について、所得税法に基づく支払調書を作成するに当たり、支払先から個人番号の提供を受け、これを記載した支払調書を作成し、税務署に提出する。	除染事業及び廃棄物処理事業に係る仮置場等の土地使用補償金について、所得税法に基づく支払調書(使用料等の支払者は、所得税法等により、法定調書に不動産の貸主への支払金額とその内容を年に1回報告することが義務付けられています)を作成するに当たり、支払先から個人番号の提供を受け、これを記載した支払調書を作成し、税務署に提出する。	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	福島地方環境事務所経理課	福島地方環境事務所総務部経理課	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福島地方環境事務所経理課長 前田 征孝	福島地方環境事務所総務部経理課長 前田征孝	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	福島地方環境事務所庶務課	福島地方環境事務所総務部総務課	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福島地方環境事務所経理課	福島地方環境事務所総務部経理課	事前	
令和1年6月17日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福島地方環境事務所総務部経理課長 前田征孝	福島地方環境事務所総務部経理課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年6月17日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	福島地方環境事務所総務部総務課 〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階 電話:024-573-7330 内線175	福島地方環境事務所総務部総務課 〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階 電話:024-573-7330 開示請求担当	事前	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更